

令和 7 年 12 月 25 日

各地域農業再生協議会 会長 殿

農林水産省九州農政局鹿児島県拠点
地方参事官 窪山富士男

「最近の米の需給状況等について」の送付について

- 1 本日、鹿児島県農業再生協議会の臨時総会が開催され、令和 8 年産の主食用米の生産の目安及び水稻作付の考え方について議論が行われました。
- 2 令和 8 年産の主食用米の生産の目安については、昨年と同様、県人口 1,513,469 人 (R7. 11. 1) × 国民一人当たり消費量 53.8 kg (推計値) × 1.1 (安全率) の方法により算定され、昨年の 90,000 t から 1,000 t 減の 89,000 tとなりました。
- 3 令和 7 年産の主食用米の生産量については、前年産に比べて、作付面積が 2,000ha 増加したことにより、86,800 t (前年産と比べて 13,500 t の増)となりました。その一方で、加工用米やWCS 用稻等の生産量が大きく減少しており、加工用米実需者や畜産農家の原料調達に支障が生じているといった声があります。
- 4 この様な状況を踏まえると、令和 8 年産に向けては、主食用米だけでなく、加工用米等についても需要に応じた生産を推進する必要があると考えております。
- 5 本日の臨時総会で説明した資料（最近の米の需給状況等について）をお送りします。特に 29 ページ（主食用米等の需要に応じた生産への対応（メモ））をご覧いただき、現場における需要に応じた生産の推進について、よろしくお願ひいたします。

（了）

【担当】

九州農政局鹿児島県拠点
経営所得安定対策チーム
萩原、宮永
電話 099-222-7563

最近の米の需給状況等について

令和8年1月16日
農林水産省九州農政局（鹿児島県拠点）

米政策の変遷

- ・ 「食糧管理法（昭和17年）」から
「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）（平成7年）」
への移行。国の全量管理から民間流通主体の制度へ
- ・ 平成14年12月 「米政策改革大綱」を決定（食糧法の改正）
◎米づくりの本来あるべき姿の実現
効率的かつ安定的な経営体が、市場を通して需要動向を鋭敏に感じとり、売れる米づくりを行うことを基本として、
多様な消費者ニーズを起点とし、需要ごとに求められる価格条件等を満たしながら、
安定的供給が行われる消費者重視・市場重視の米づくりが行われる

国が客観的な需給情報を策定し、公表（行政による助言・指導）
農業者・農業者団体（生産調整方針認定者）が自主的・主体的に需要に応じた生産

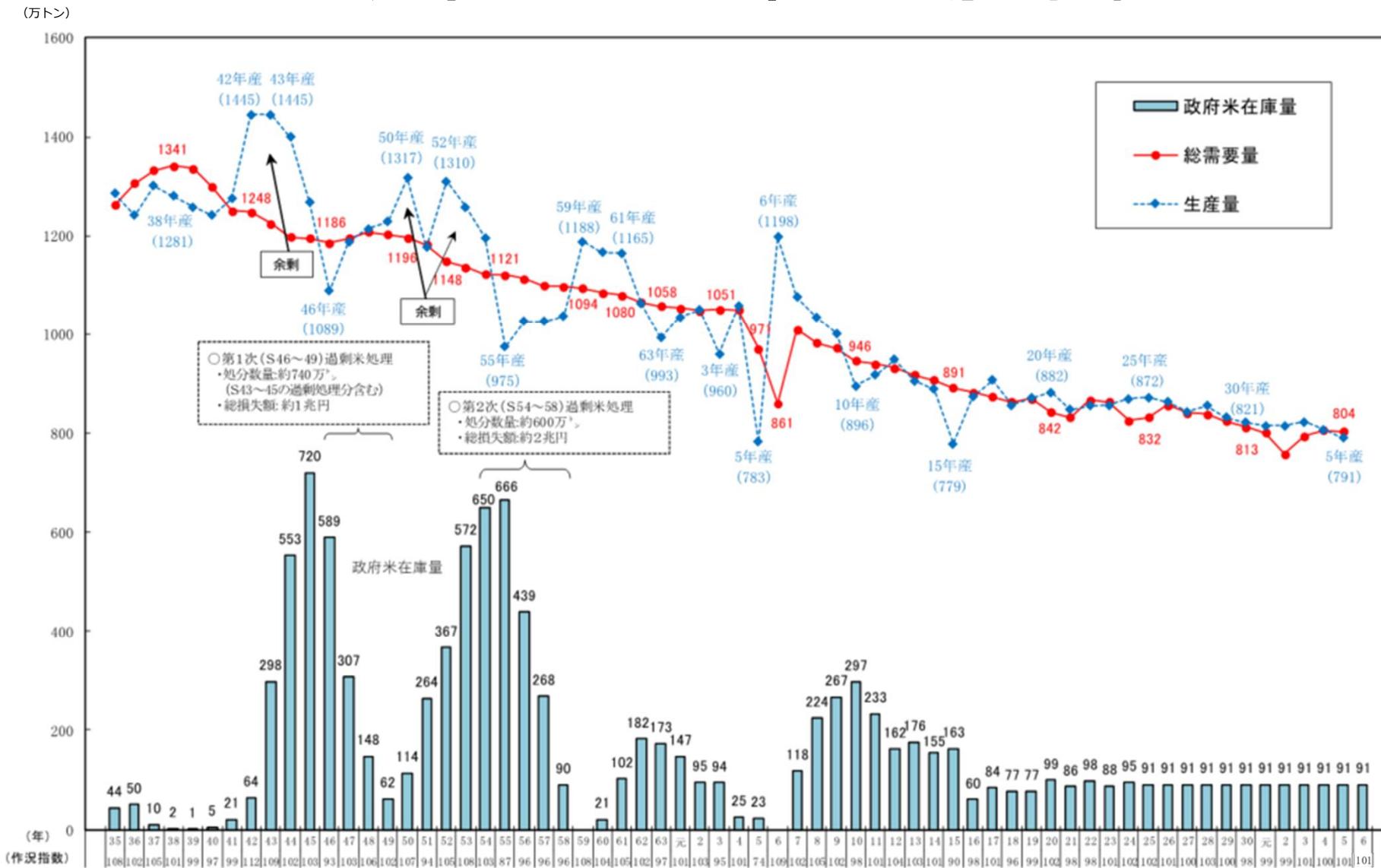
- 国（行政）による転作面積の配分を廃止し、当分の間、生産数量目標の配分を実施
客観的な需要予測を基礎に「生産数量目標」を設定（当分の間、行政と農業者団体の両ルートで配分）
補助金の地区達成要件等は廃止
- 水田政策に関する主な支援
平成16年産～ 産地づくり交付金（生産調整達成要件あり）
平成22年産～29年産 米の直接支払交付金（生産調整達成要件あり）※
平成22年産～ 水田活用の直接支払交付金（生産調整達成要件なし）

※ 平成30年産から、行政による「生産数量目標」の配分廃止

国は、客観的な需給見通し、きめ細かな情報を公表
協議会で主食用米や戦略作物等の作付方針を検討、農業者への情報提供

農業者自らの経営判断に基づき作物を選択し、需要に応じた生産

主食用米の生産量と需要量等の推移



注1. 政府米在庫量は、外国産米を除いた数量である。

2. 政府米在庫量は、各年10月末現在である。ただし、平成15年以降は各年6月末現在である。

3. 平成12年10月末の政府米在庫量は、「平成12年緊急総合米対策」による援助用隔離等を除いた数量である。

4. 絶対量は「食料需給表」(4月～3月)における国内消費向量(陸揚を含み、主食用(米・米穀粉を含む)のほか、飼料用、加工用等の数量)である。ただし、平成5年以降は国内消費仕向量のうち国産米のみの数量である。

5. 生産量は、「食料需給表」における国内生産量（「作物統計」）の水陸稻の収穫量の合計に、飼料用米の数量を加えた数量）である。

食料自給率の推移

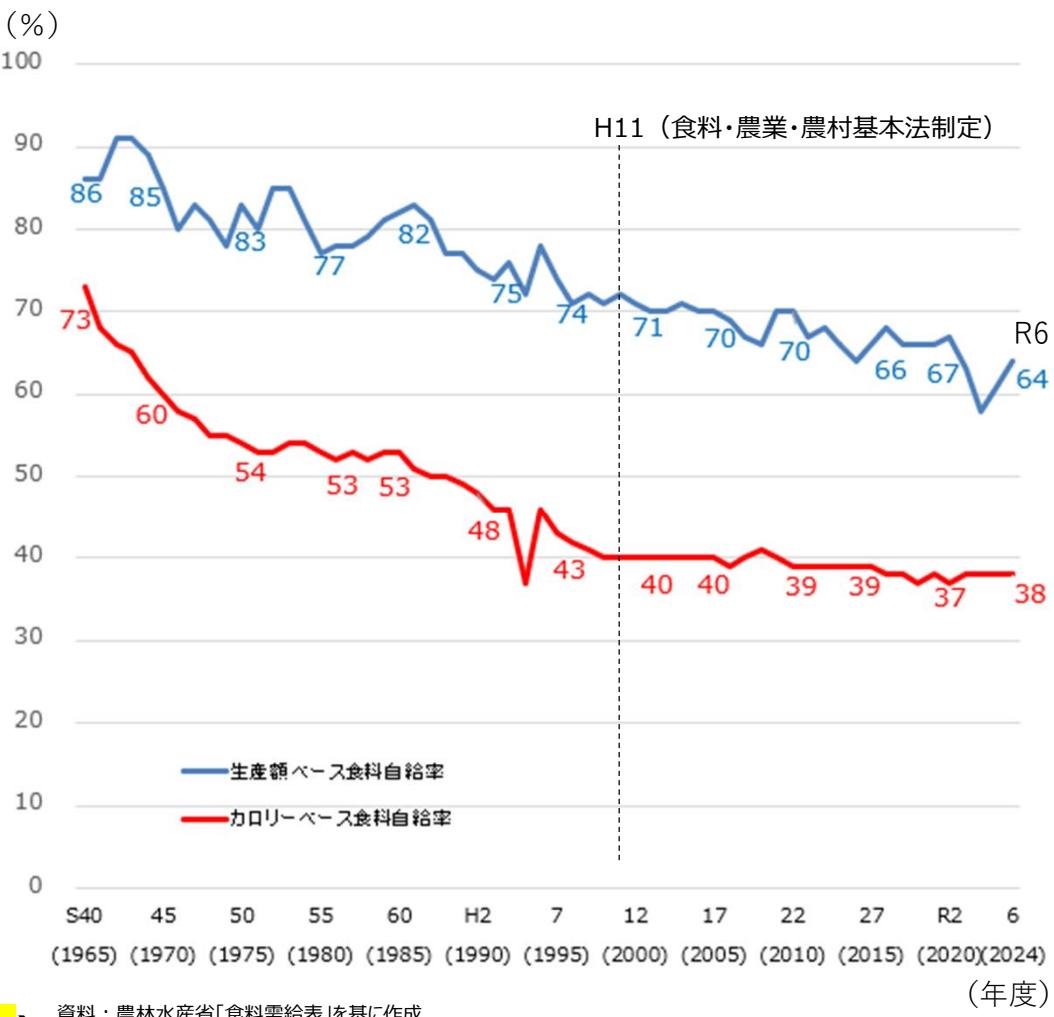
食料自給率（カロリーベース）は、
米中心の「日本型食生活」からパンや肉類等中心の「欧米型食生活」への変化の影響等により、
昭和40年～平成10年頃にかけて低下してきたが、その後は、40%程度で推移。

- 食料自給率とは、国内の食料全体の供給に対する食料の国内生産の割合を示す指標。
- 分子を国内生産、分母を国内消費仕向として計算。

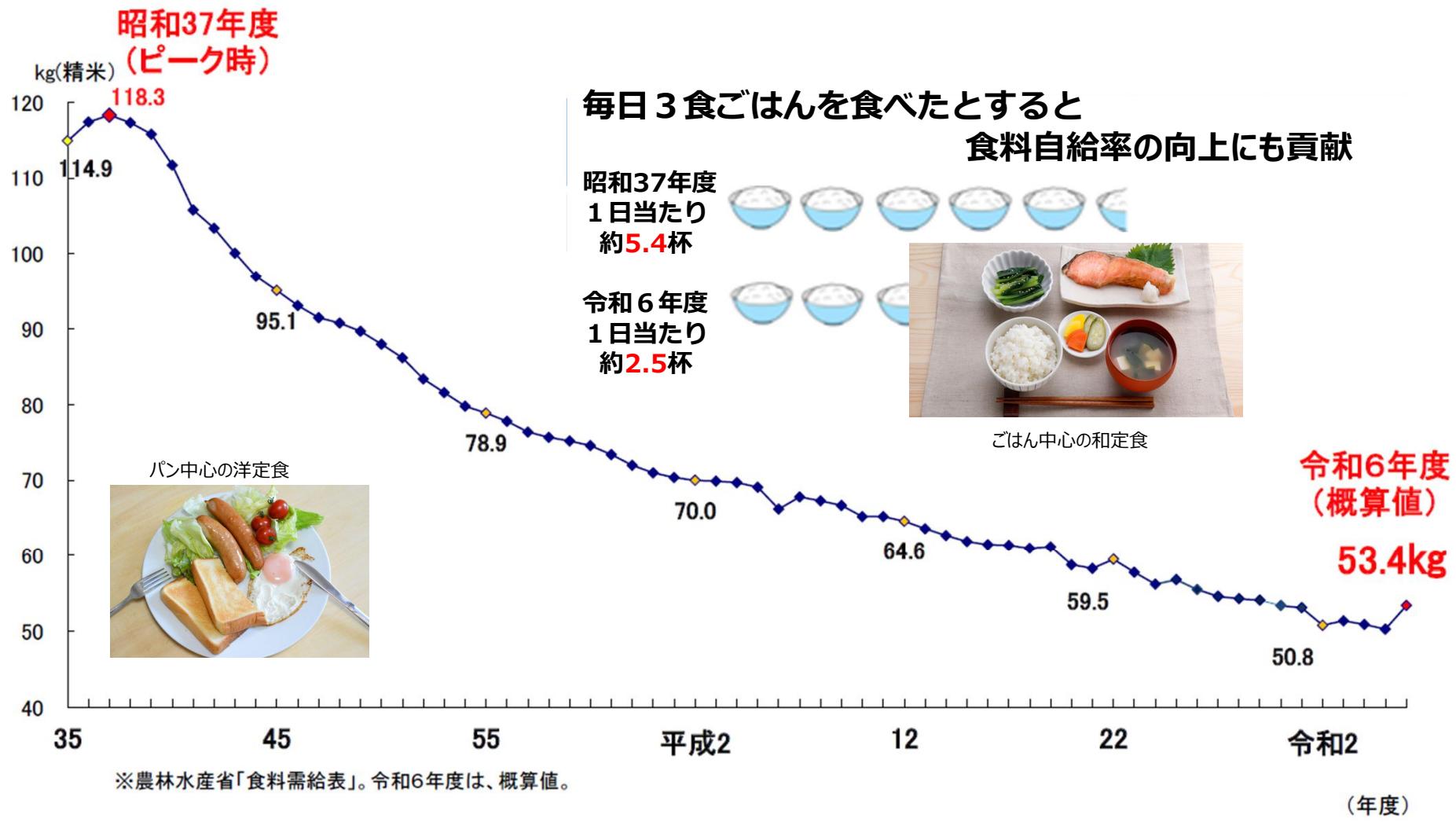
食料自給率

$$= \frac{\text{国内生産}}{\text{国内消費仕向}}$$
$$= \frac{\text{国内生産} \text{ (輸出向けの生産を含む)}}{\text{国内生産} \text{ (同上)} + \text{輸入} - \text{輸出土在庫増減}}$$

(参考) 米の一人当たり年間消費量
S37年：118.3kg → R6年：53.4kg
(茶わん約5.4杯/日) (茶わん約2.5杯/日)

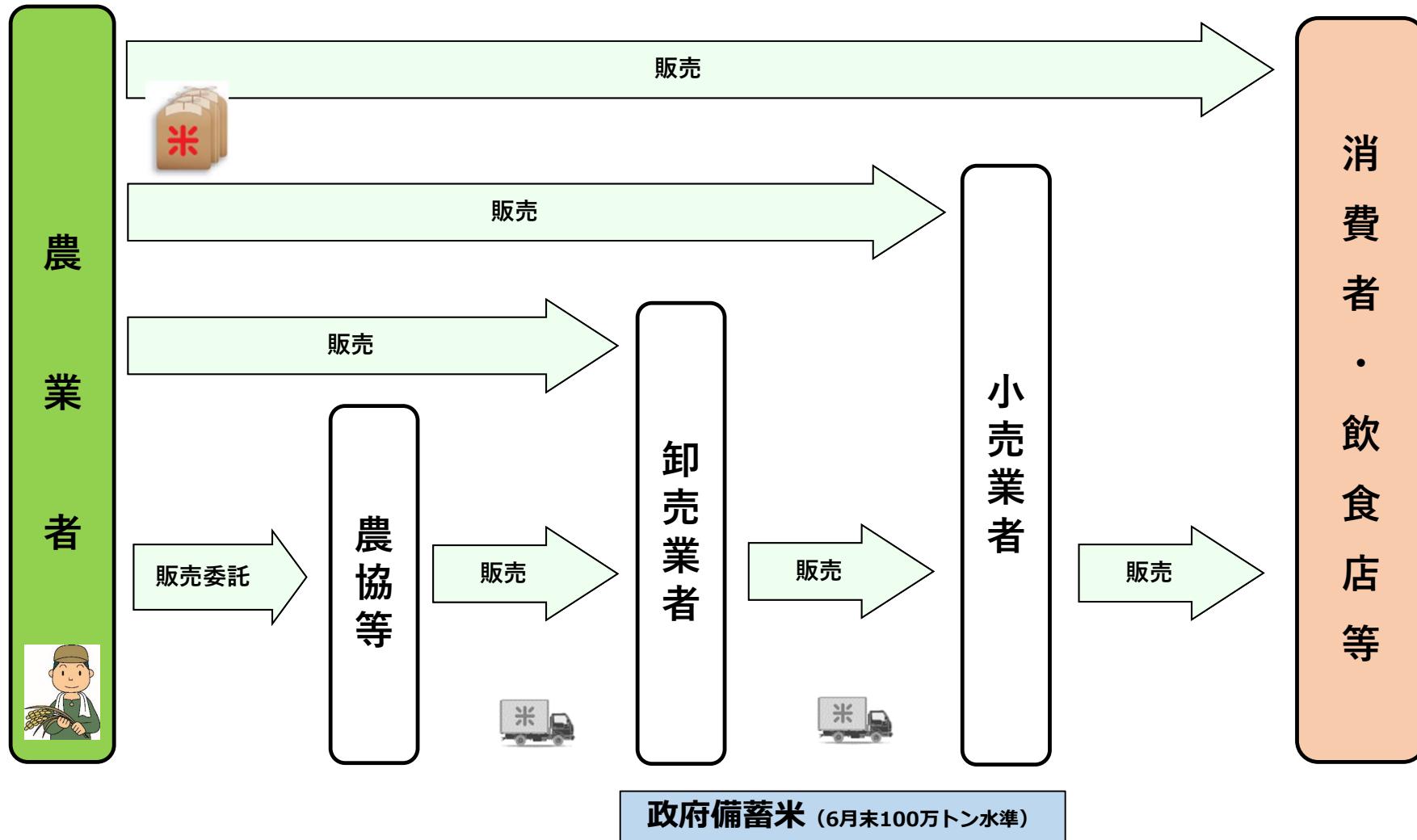


1人当たりの米の消費量は、ピーク時の半分以下！ 米を中心とした日本型食生活も必要！



米の生産・流通の主な流れ

販売先を確保できない農業者は、通常は農協等に販売委託

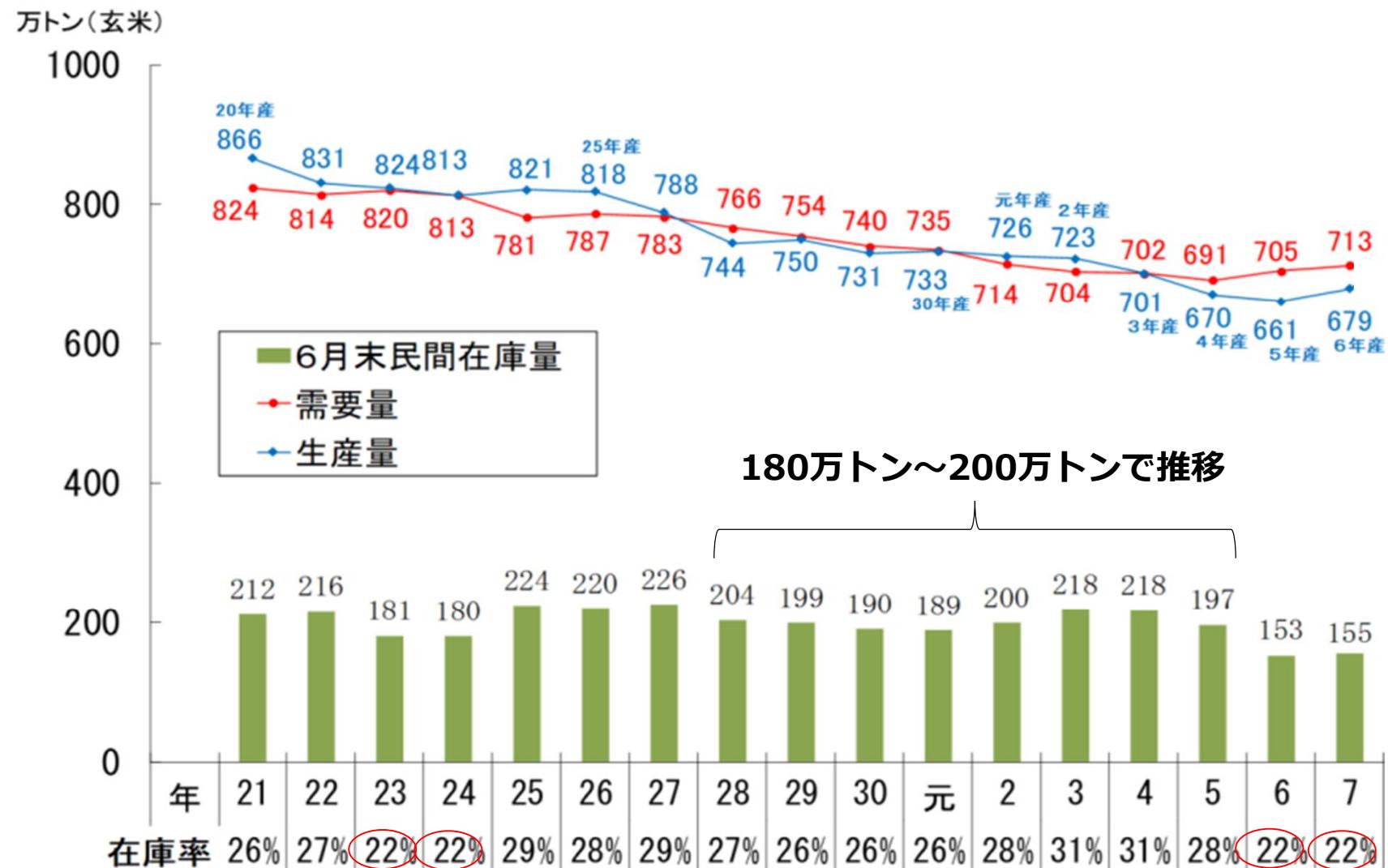


※ 米は、主食用米のほかに、加工米飯、清酒・焼酎、米粉、酢、米菓、味噌、包装もちなどに流通しています。

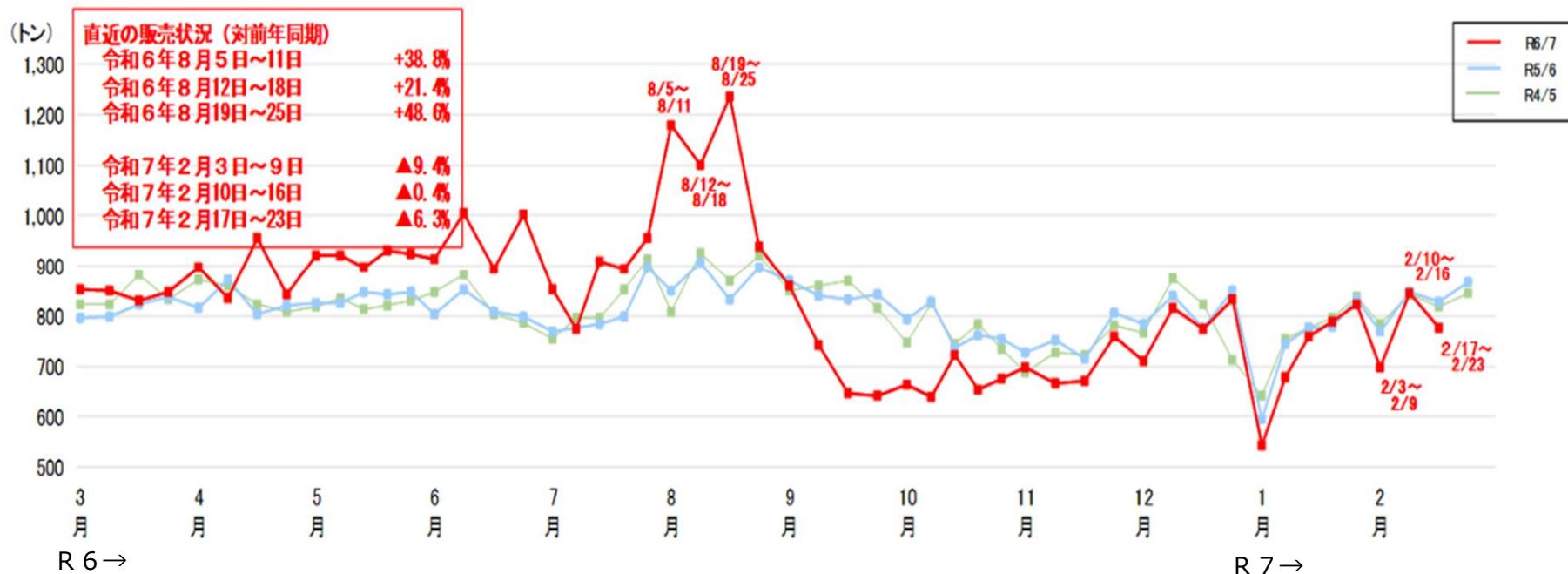
6月末の民間在庫量は、近年は低い水準

(米は秋に収穫されて販売開始。6月末頃が通常端境期)

- 近年、需要量が生産量を上回る状況で推移



スーパーでは、令和6年夏に、買込み需要が発生



資料：(株)KSP-SPが提供するPOSデータ(全国約1,000店舗のスーパー、生協等)に基づいて農林水産省が作成。

注：週次データを月ベースに当てはめているため、実際の月とは異なる場合がある。



南海トラフ地震警報、大型台風などの影響

令和7年4月以降、前年を上回る水準で推移

直近の販売状況(対前年同期)

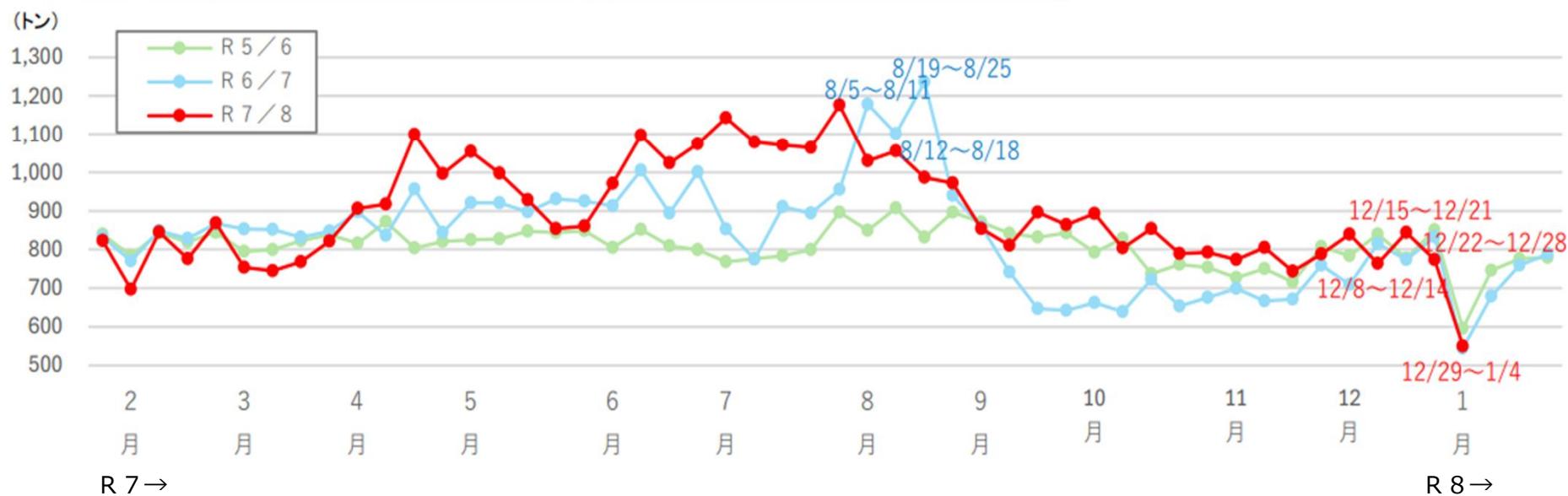
令和7年12月29日～令和8年1月4日 +1.1%

令和7年12月22日～12月28日 ▲7.1%

(参考)

令和7年12月15日～12月21日 +9.1% 令和6年12月30日～令和7年1月5日 ▲8.7%

令和7年12月8日～12月14日 ▲6.3% 令和6年12月23日～12月29日 ▲2.1%



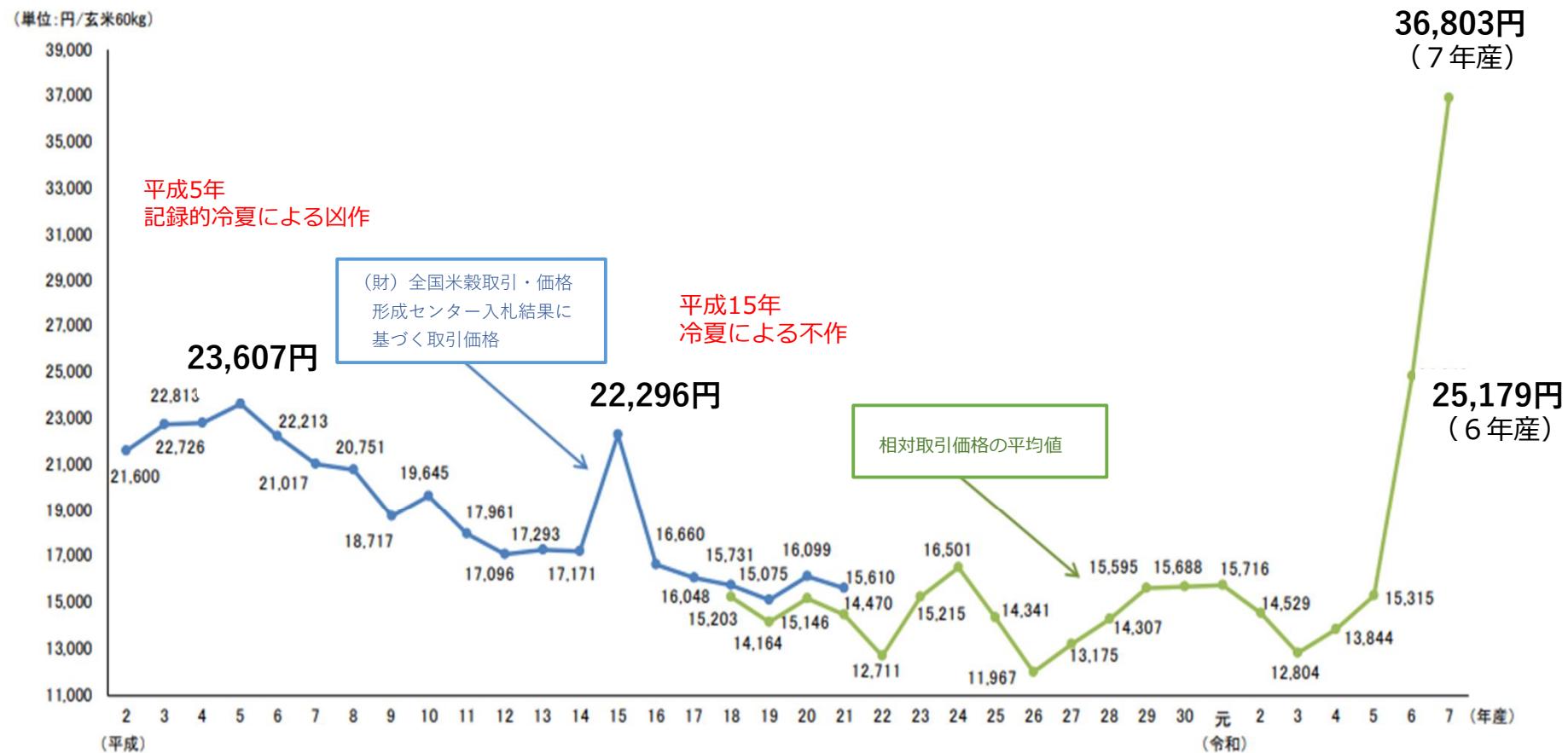
資料:(株)KSP-SPが提供するPOSデータ(全国約1,000店舗のスーパー、生協等)に基づいて農林水産省が作成。

注:週次データを月ベースに当てはめているため、実際の月とは異なる場合がある。

政府備蓄米の流通

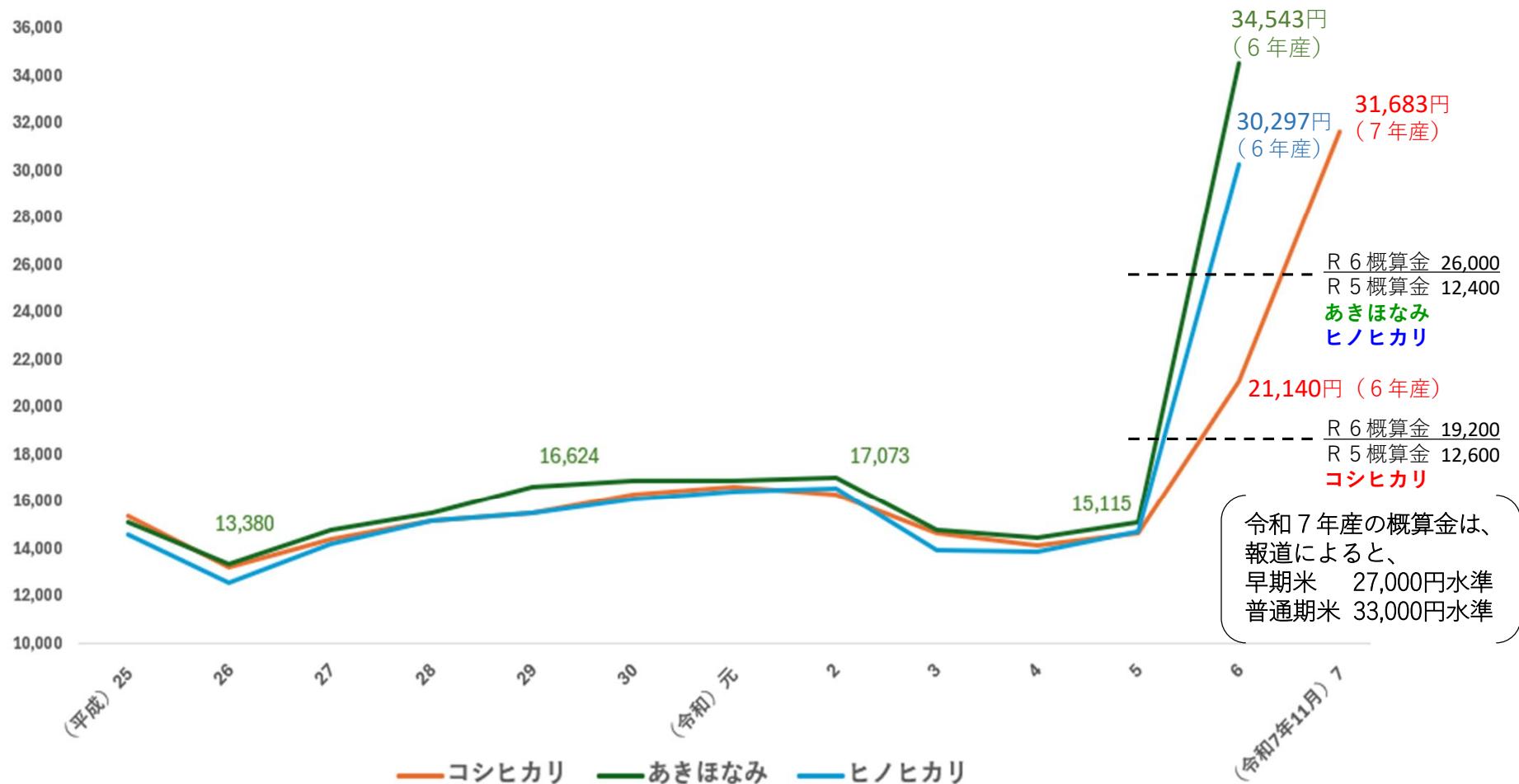
価格は通常、需要と供給のバランスで決まる

- 平成の5年産や15年産は、不作で生産量が減少
- 令和の5年産や6年産は、高温障害等で精米が不足
インバウンド需要も影響



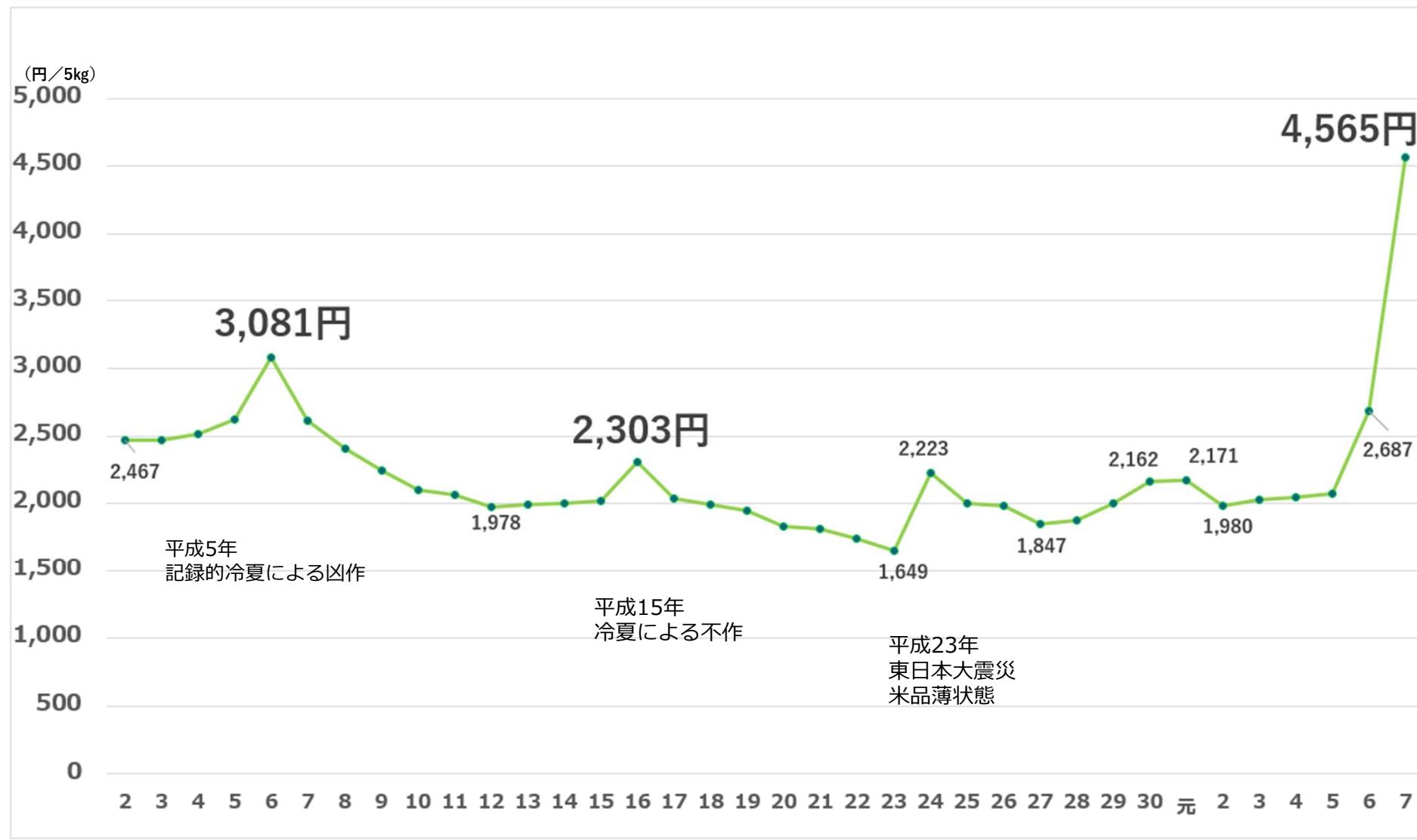
(参考) 鹿児島県産米の価格の推移

主食用1等、円／玄米60Kg（税込）



資料：農林水産省ホームページ「米に関するマンスリーレポート」より
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukaku/mr.html>

(参考) 店頭での精米価格 (5kg) の推移



出展：総務省統計局の小売物価統計調査（動向編）

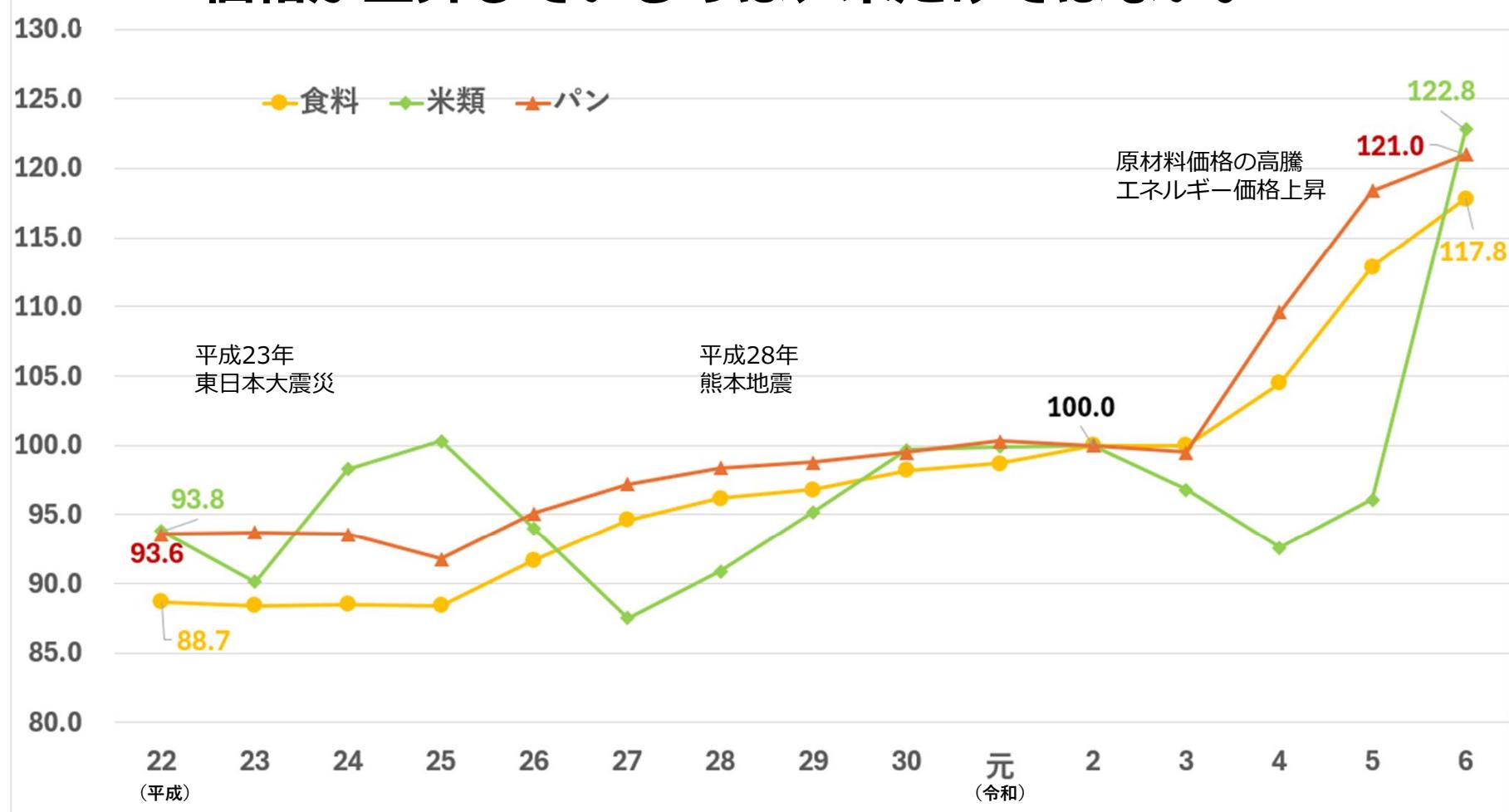
注：主要品目の都市別小売価格-都道府県庁所在市及び人口15万以上の市
うるち米(単一原料米、「コシヒカリ」以外)

※令和7年は、1～11月の平均価格

(参考) 消費者物価指数の推移

(品目別価格指数：食料、米類、パン)

- 価格が上昇しているのは、米だけではない。



出展：総務省統計局消費者物価指数

※消費者物価指数とは

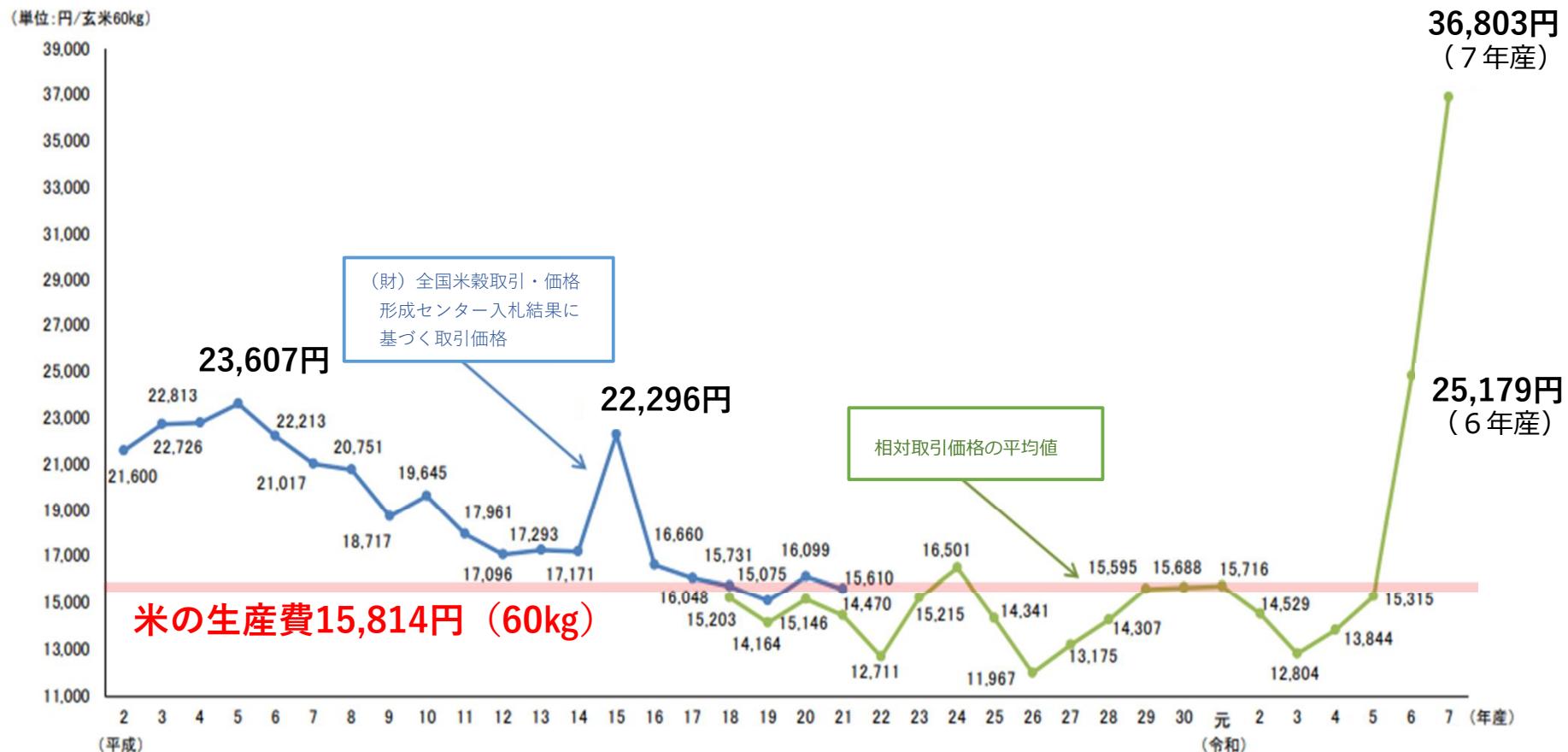
一般消費者が日常的に購入する商品
やサービスの価格変動を測定する指標

※品目別価格指数とは
特定の品目の価格が、ある基準時点を
100として、比較時点での価格をどのように
変化したかを示す指標

※ 令和2年（2020年）を指標100とした場合

(参考) 米の販売価格と生産費の関係

- 米も商品であり、生産するには、肥料、機械等の物財費や労働費等がかかる。



注：年産別平均価格（令和6年産及び令和7年産は、出回りから令和7年9月までの速報値）。

※ 米の生産費は、令和6年産のデータ（全算入生産費）。

(参考) 「ごはん」と「ぱん」の比較 (試算)



茶わん一杯 (例: 65グラム)



食ぱん 2枚 (例: 120グラム)

カロリー	234 kcal	298 kcal
------	----------	----------

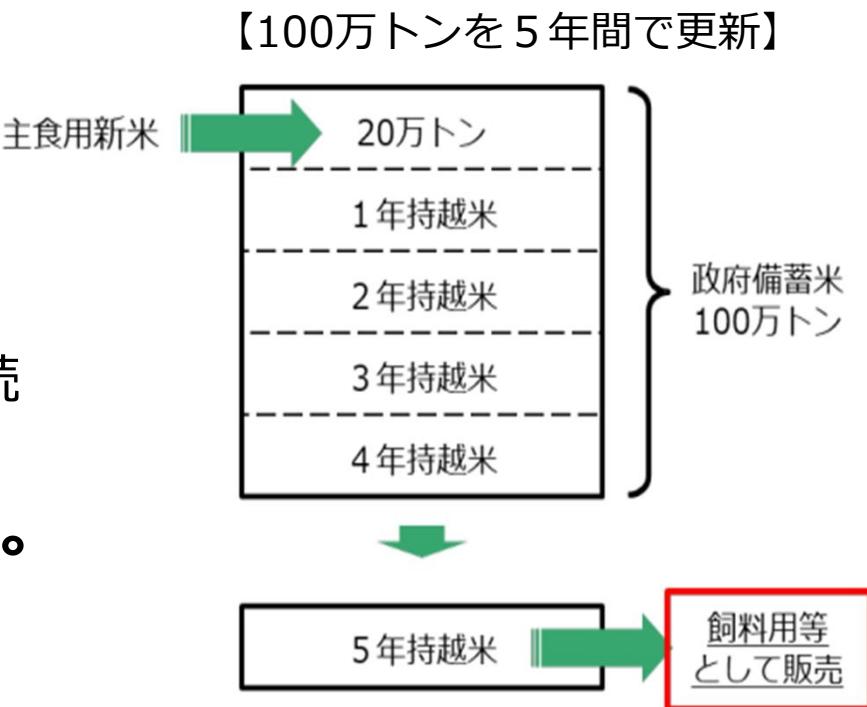
価格	約50円 (例: 3,500円／5kg)	約150円 (例: 400円／一斤、国産小麦)
----	-------------------------	----------------------------

政府備蓄米の状況

政府備蓄米とは

- 政府備蓄米は、米の生産量の減少により、その供給が不足する事態に備え、必要な数量を在庫として、政府が保有。

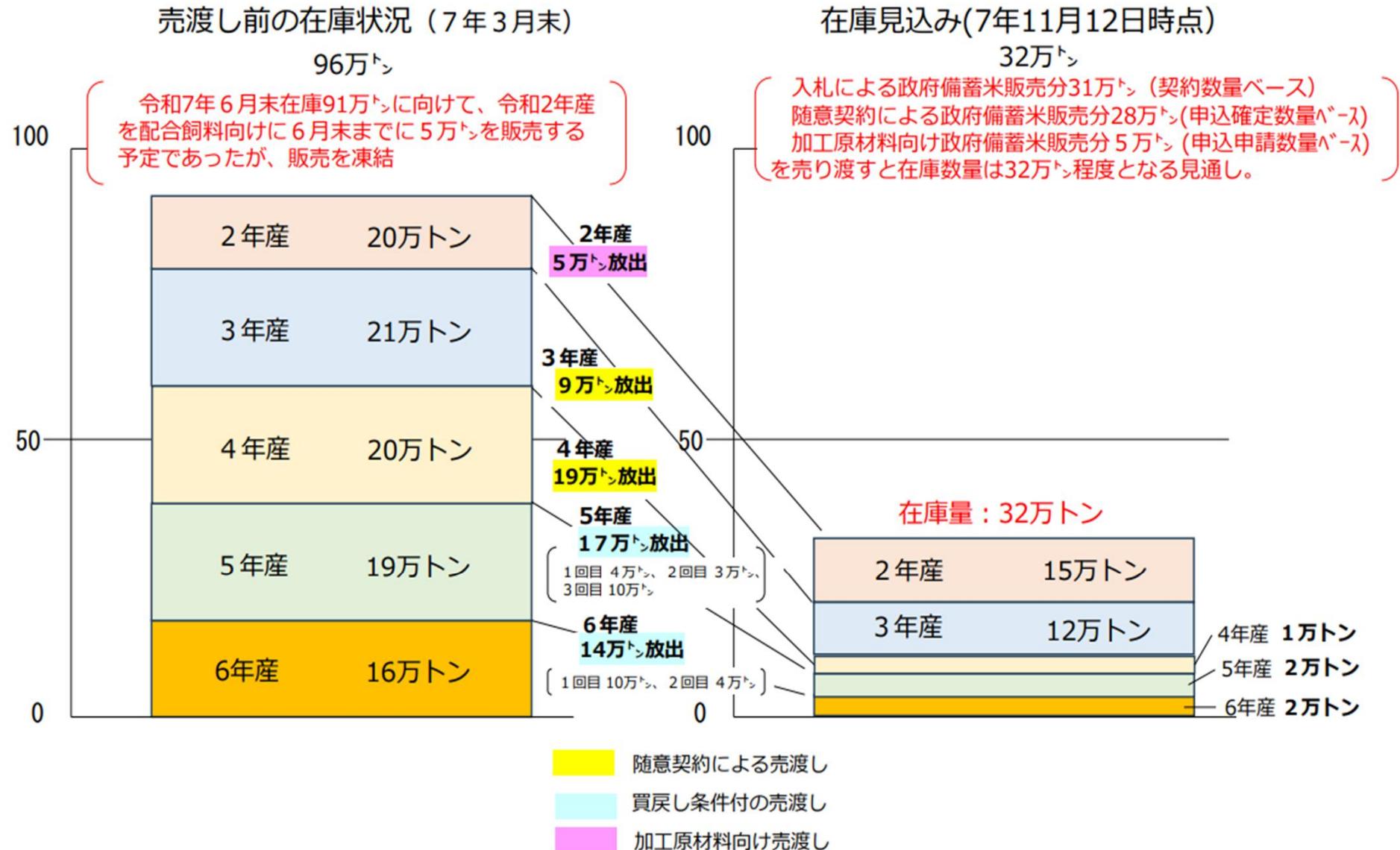
- 備蓄水準は、
 - ・ 10年に1度の不作（作況92）
 - ・ 通常の不作（作況94）が2年連続した事態に備えて、**6月末で100万トン程度を保有。**



(参考) 政府備蓄米の条件付き売渡を決めた時の 令和6年産米の生産、集荷、在庫等の状況

- ・ 5年産の主食用米の生産量 661万t
- ・ 6年産の主食用米の生産量 679万t (対前年差+18万t)
- ・ 主要集荷業者の集荷数量 216万t (対前年差▲21万t)
- ・ 主要集荷業者の在庫量 197万t (対前年差▲48万t)
- ・ 主要卸売業者の在庫量 56万t (対前年差+4万t)
- ・ 主要卸売業者の販売状況 対前年比▲3.8%
(令和6年7月～12月)

政府備蓄米の在庫状況



当面の主食用米の需給見通し

令和7年～令和8年の主食用米の需給見通し

(令和7年7月～令和8年6月)

令和7年6月末民間在庫量①

155万トン

令和7年産主食用米の生産量②

748万トン
(令和6年産679万トンに比べて、
60万トン強の増)

政府備蓄米供給量③

23万トン

主食用米供給量 ($④ = ① + ② + ③$)

926万トン

主食用米需要量（見通し）⑤
(令和7年7月～令和8年6月)

697万トン～711万トン

令和8年6月末民間在庫量（見通し） ($④ - ⑤$) 215万トン～229万トン

※ 「米穀の需給と価格の安定に関する基本指針」（令和7年10月公表）から抜粋

食糧法の見直しの方向

食糧法見直しの方向

流通実態の把握強化

- 事業開始の届出について、現行の出荷・販売に加えて、**加工・調製（中食・外食）の事業を行う者を対象に追加するとともに、事業の実施体制等を届出事項に追加する（※）。** (短期対策：流通把握①関係)
- 事業開始の届出をした者に対して、**定期的に米穀の在庫数量等の報告を求める。** (短期対策：流通把握①関係)
- 届出・定期報告等の適正性を担保するため、**罰則の引き上げ等の措置を講ずる。** (短期対策：流通把握②関係)

（※）新しい届出については、法の施行を待たずして農林水産省で受付開始できるよう経過措置を設けることを検討。

（※）流通実態の把握強化と米の備蓄の実効性を確保するため、届出事業者に守っていただく「米の適正な管理」「適切な在庫把握に基づく定期報告」等を適切に行うための判断基準（守られていない場合は、指導・勧告・公表を想定）を設けることを検討。

米の備蓄

- **需要量の増加等の要因による供給の不足にも備えて保有できるよう、米穀の備蓄の目的を見直す。** (引き続き「量」に着目することは変わらず。) (短期対策：備蓄政策①関係)
- 政府備蓄を補完するため、一定規模以上の民間事業者に対して、**基準量（最低限維持すべき量）以上の米穀の保有を義務付ける**とともに、供給が不足等する場合に、事業者に**放出の指示**（基準量引き下げ、**従わない場合は勧告・公表**）を行い、その保有量を取り崩して市場に供給することとする等の制度（**民間備蓄制度**）を創設する。 (短期対策：備蓄政策④関係)

生産調整に関する規定の削除・需要に応じた生産の促進

- 生産調整に関する規定に代えて、政府は**需要に応じた生産を促進すること**、**生産者は需要に応じた生産に主体的に努力すること**等を法定化し、その前提として**国及び地方公共団体による情報提供の責務等を規定する。**

鹿児島県産米の生産状況等

鹿児島県の 主食用米の「生産の目安」に対する実績の推移

- 令和7年産の主食用米は、前年に比べて
2,000ha、13,500トン増加（加工用米等からのシフト）

	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
生産の 目安 ①	98,940 t (20,400ha)	90,000 t (18,600ha)	90,000 t (18,600ha)	89,000 t (18,580ha)
実績 (見込) ②	76,600 t (15,800ha)	73,300 t (15,600ha)	86,800 t (17,600ha)	
② - ①	△ 22,340 t	△ 16,700 t	△ 3,200 t	

資料：鹿児島県提供「生産の目安」を基に作成

鹿児島県における水稻の生産状況

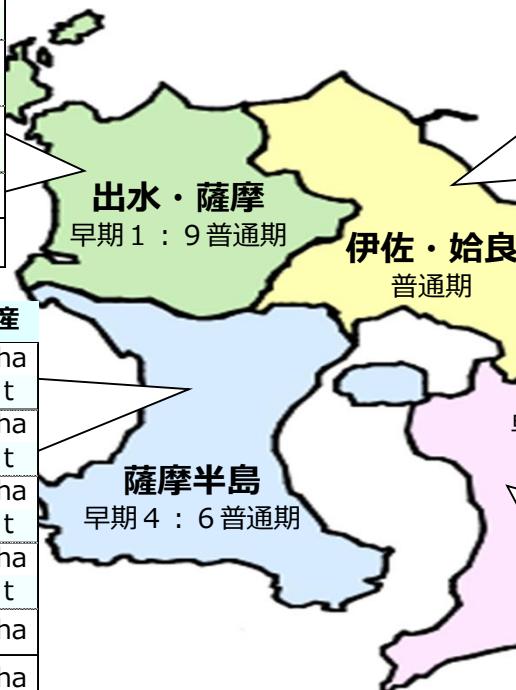
- 令和7年産は、水稻全体の面積は前年に比べて横ばいで、
加工用米、WCS用稻等から主食用米にシフト
(焼酎メーカー等加工用需要者、畜産農家等の原料調達等に影響)

	令和4年産	令和5年産	令和6年産	令和7年産 (見込み)
主食用米	16,600 ha ↘ 79,300 t	15,800 ha ↘ 76,600 t	15,600 ha ↗ 73,300 t	17,600 ha (86,800 t)
加工用米	1,432 ha ↘ 6,953 t	1,389 ha ↗ 6,750 t	1,443 ha ↘ 6,997 t	877 ha (4,187 t)
米粉用米	14 ha ↘ 71 t	12 ha ↘ 60 t	10 ha ↗ 48 t	16 ha (66 t)
飼料用米	835 ha ↗ 3,985 t	880 ha ↘ 4,188 t	745 ha ↘ 3,538 t	340 ha (1,596 t)
WCS用稻	3,667 ha ↗ 22,500 ha	4,081 ha ↗ 22,200 ha	4,156 ha ↘ 22,000 ha	3,405 ha 22,200 ha
水稻全体 作付面積計				

資料：農林水産省九州農政局「作柄概況」、「加工用米等認定データ」、
「作物統計調査」を基に作成

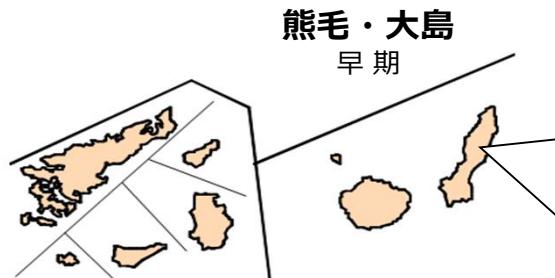
(参考) 作柄表示地帯別の水稻の生産状況

	令和5年産	令和6年産	令和7年産
主食用米	4,010 ha ↘	4,000 ha ↗	4,600 ha
	20,100 t	19,100 t	22,800 t
加工用米	575 ha ↘	568 ha ↘	304 ha
	2,863 t	2,827 t	1,498 t
米粉用米	2 ha	2 ha	2 ha
	11 t	10 t	9 t
飼料用米	177 ha ↘	158 ha ↘	46 ha
	877 t	780 t	230 t
WCS用稻	849 ha ↘	847 ha ↘	640 ha
作付面積計	5,613 ha ↘	5,575 ha ↗	5,592 ha



	令和5年産	令和6年産	令和7年産
主食用米	4,620 ha ↗	4,640 ha ↗	5,190 ha
	23,700 t	22,600 t	26,600 t
加工用米	281 ha ↗	297 ha ↘	191 ha
	1,366 t	1,444 t	887 t
米粉用米	3 ha	3 ha	3 ha
	16 t	14 t	17 t
飼料用米	230 ha ↘	201 ha ↘	80 ha
	1,144 t	1,001 t	402 t
WCS用稻	618 ha ↗	635 ha ↘	390 ha
作付面積計	5,751 ha ↗	5,775 ha ↗	5,854 ha

	令和5年産	令和6年産	令和7年産
主食用米	2,850 ha ↘	2,780 ha ↗	3,010 ha
	12,900 t	12,200 t	14,100 t
加工用米	224 ha ↗	256 ha ↘	190 ha
	1,035 t	1,178 t	869 t
米粉用米	5 ha ↘	1 ha ↗	9 ha
	23 t	5 t	39 t
飼料用米	270 ha ↘	245 ha ↘	120 ha
	1,227 t	1,105 t	542 t
WCS用稻	442 ha ↗	444 ha ↘	375 ha
作付面積計	3,792 ha ↘	3,726 ha ↘	3,704 ha



	令和5年産	令和6年産	令和7年産
主食用米	704 ha ↘	653 ha ↗	674 ha
	2,880 t	2,610 t	2,740 t
加工用米	0 ha	0 ha	0 ha
	0 t	0 t	0 t
米粉用米	0 ha	0 ha	0 ha
	0 t	0 t	0 t
飼料用米	62 ha ↘	57 ha ↘	48 ha
	264 t	240 t	204 t
WCS用稻	269 ha ↗	274 ha ↘	257 ha
作付面積計	1,035 ha ↗	984 ha ↘	979 ha

※令和7年産は見込み

(参考) 鹿児島県の米の農産物検査数量の推移

- 米の農産物検査数量は、主食用米の生産量の半分以下（45%～50%程度）で推移

	令和4年産	令和5年産	令和6年産	令和7年産 (11月30日現在)
水稻うるち玄米	36,088 t	39,017 t	32,517 t	38,985 t
水稻もち玄米	295 t	275 t	219 t	169 t
醸造用玄米	3 t	2 t	2 t	2 t
計	36,387 t	39,294 t	32,738 t	39,155 t
主食用米の生産実績	79,300 t	76,600 t	73,300 t	86,800 t
検査実績／生産実績	45.9%	51.3%	44.7%	45.1%

資料：農林水産省「米穀の農産物検査結果等」を基に作成

(参考) 鹿児島県内の主食用米の民間在庫量、生産量の推移

(玄米ベース)

	令和3/4年	令和4/5年	令和5/6年	令和6/7年	令和7/8年
6月末 民間在庫量 A	13,781 t	17,907 t	16,932 t	8,510 t	11,699 t
主食用米等 生産実績 B	81,900 t	79,300 t	76,600 t	73,300 t	86,800 t
主食用米等 需要量 C (C=A+B-D)	77,774 t	80,275 t	85,022 t	70,111 t	t
6月末 民間在庫量 D	17,907 t	16,932 t	8,510 t	11,699 t	t

1. A 「6月末民間在庫量」は、食糧法第52号に基づく米穀の取引に関する報告によるデータ。
報告対象者は、米穀の出荷又は販売の事業を行う届出事業者で、生産者からの年間の玄米仕入数量が5百トン以上の米穀集荷業者及び年間の玄米仕入数量が5百トン以上の米穀販売事業者。
なお、在庫の中には、県外から仕入れた主食用米も含まれる。
2. B 「主食用米等生産実績」は、農林水産統計の作物統計調査による水稻収穫量のデータ。
3. C 「主食用米等需要量」は、民間在庫量Aと生産実績Bを足して、次年度の6月末民間在庫量Dを引いたもの。
4. D 「6月末民間在庫量」は、次年度に持ち越した民間在庫量。

主食用米等の需要に応じた生産への対応（メモ）

- プロダクトアウトではなく、マーケットインの考え方で、
農業者・農業者団体を主体とした、
主食用米、加工用米、米粉用米、飼料用米、WCS用稻、麦、大豆など
それぞれごとの需要に応じた生産を推進。
(例えば、鹿児島県民が食べる米や、県内の加工用米需要者（飲食品等）の原料は、鹿児島県
内で生産するなど)
- 農業者・農業者団体は、販売の見通し、在庫状況等を踏まえ、主食用米等の生産を
どの程度にするのかを決めることが適当。
現場では、多様な取引形態がある中で、
 - ・ 事業者等と直接取引をされている方は、自らの販売の見通しや在庫状況等を踏まえて、
 - ・ 農協等に委託販売をされている方は、農協等と相談して、令和8年産の米の生産量、作付面積をどの程度にするのかを決める。
- 加工用米等の出荷団体は、傘下の農業者に加工用米等の需要を踏まえた生産を推進。
行政、農業再生協議会は、需要に関する情報、加工用需要者等のニーズの情報があれば、
それを農業者・農業者団体に提供するなど、需要に応じた生産を支援。
- 5年先、10年先を見据えて、米の需要に応じた生産を継続することができるよう、
安定した生産体制の構築。（例えば、集落営農、サービス事業体も）
地域計画の毎年の話し合いの中で議論するなどにより、将来方向を明確化。
- 地球温暖化等に対応し、
ヒノヒカリに替わる高温に強く、品質も良い「あきの舞」の普及。

(参考) 加工用米、麦等の需要に応じた生産の取組事例

【加工用米】 (JAあいら)

- 「鹿児島県天然つばづくり米酢協議会」とJAあいら及び経済連との連携により、JAあいら管内(姶良市、霧島市、湧水町)の加工用米を供給。
- 協議会では、鹿児島壺造り黒酢が地理的表示GI保護制度に登録され、GI登録による規定の関係で県産米のみを使用。
- 現在、黒酢づくりに適した品種「たからまさり」の作付について県が実証試験中。



霧島市福山町の壺畑

【はだか麦】 (姶良市)

- 米収穫後の田を有効利用するため、裏作としての栽培を平成21年にスタート。
- 平成27年に「あい裸麦生産組合」を設立し、地元の加工事業者等と提携。
- はだか麦を使用した加工品(味噌、焼酎、お菓子等)の商品化を展開し、姶良市の蒲生生物産館や同市内Aコープ等で販売。



商品化された味噌と焼酎

【小 麦】 (姶良市)

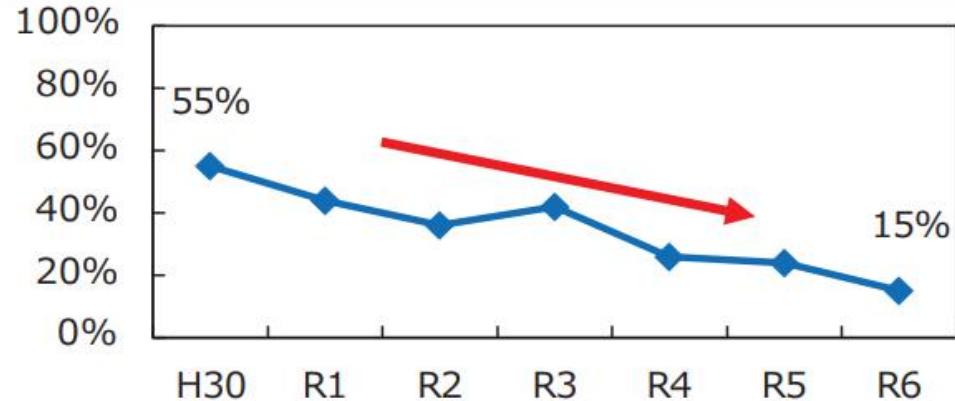
- 梅雨前に刈取りができ、病気にも強い「せときらら」という品種を導入したことにより、安定した生産でパン工業協同組合と提携。
- パン組合は、組合員に小麦粉を提供し、県産小麦使用パンとして県内のパン屋さんで製造販売。
- パン組合は、県内で栽培された小麦の全量買上を実施するとともに、販路開拓にも取組む。(学校給食にも提供)



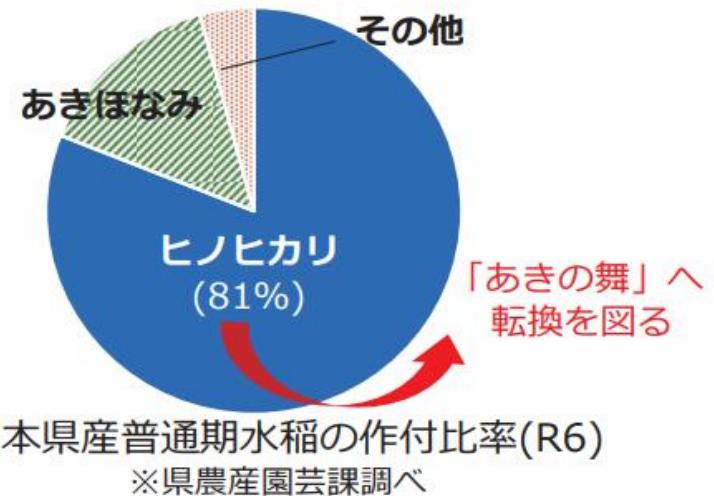
県産小麦使用のパン

新しい品種（「あきの舞」）の普及

【現状】夏季の高温などにより主力品種「ヒノヒカリ」の品質は低下傾向



本県産「ヒノヒカリ」の一等米比率
※農林水産省公表(R6年12月31日時点)



「あきの舞」へ
転換を図る

おいしい

- 「ヒノヒカリ」と同程度の良食味

高品質

- 暑さに強く、暑い夏でも外観品質が低下しにくい

ヒノヒカリ あきの舞

＜食味アンケート結果※＞

- もちもちしている
- 甘みがあって美味しい
- 粒感があるなど

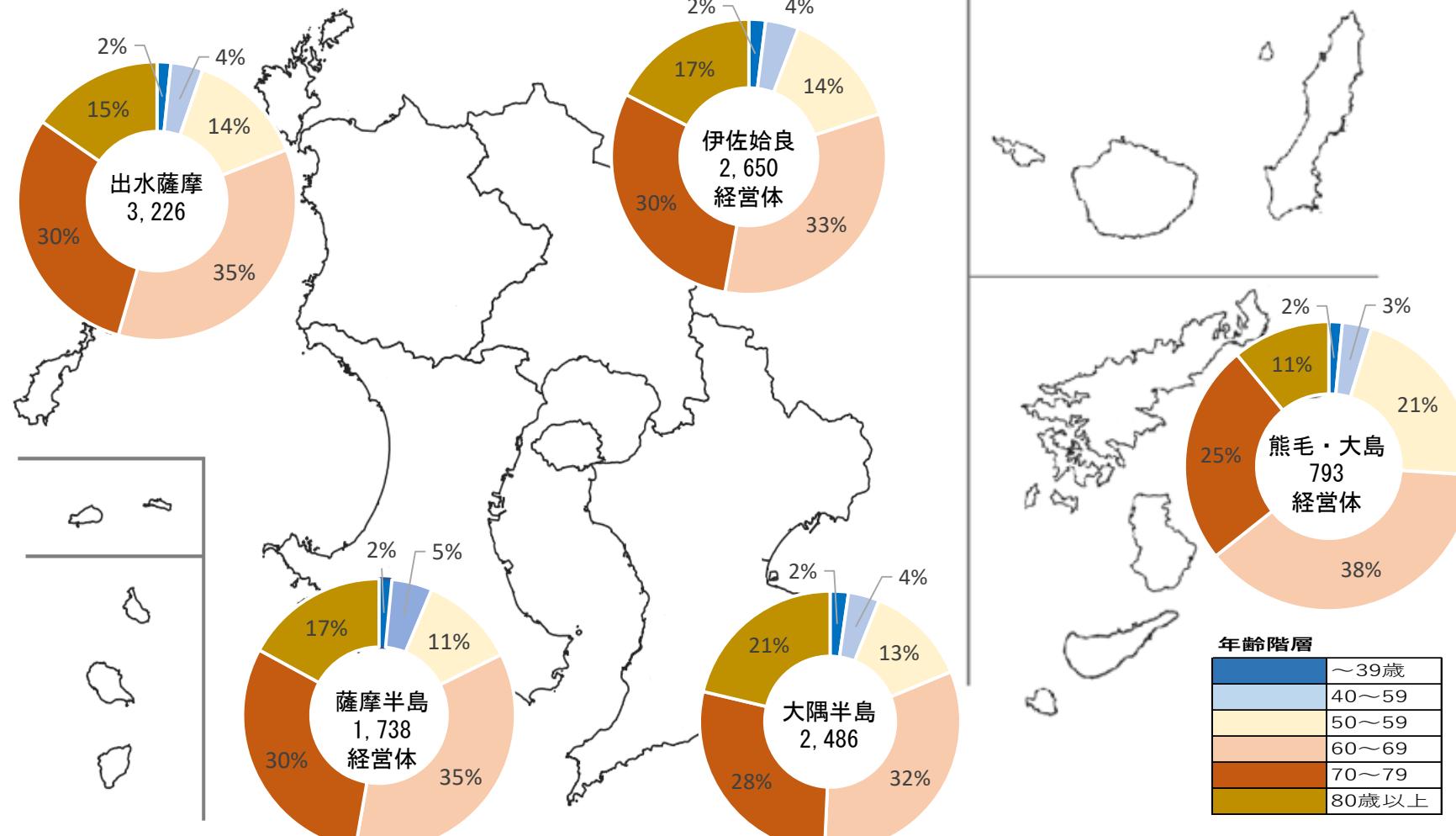
※令和6年10月、消費者を対象に実施
※個人の感想です

○暑さによる品質低下は、食味の低下につながります
○「ヒノヒカリ」よりも少し粒が大きいです

參考資料

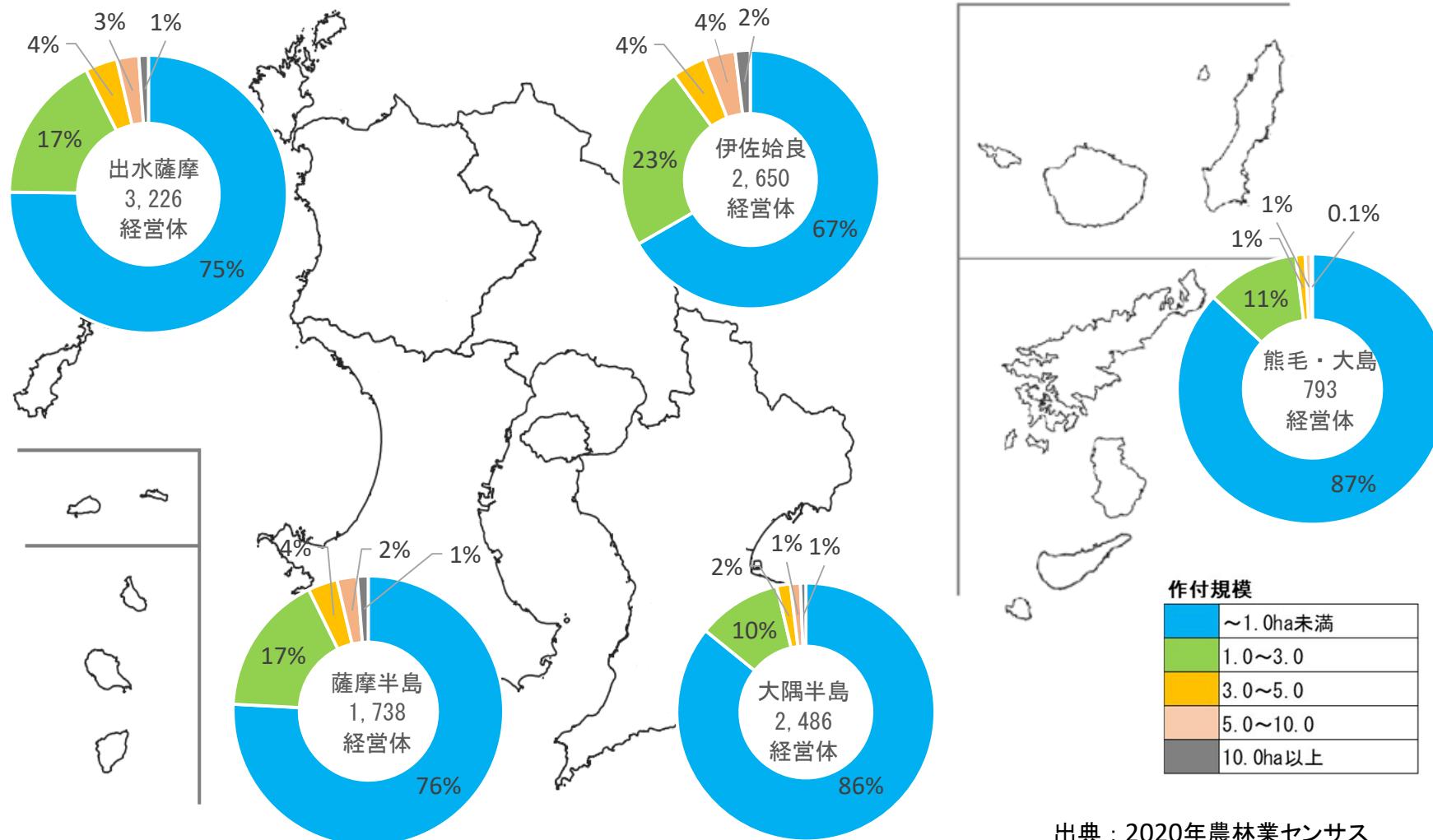
鹿児島県の水稻作経営体の状況等

(参考) 鹿児島県の水稻作経営体数 (作柄表示地帯別・年齢構成別)

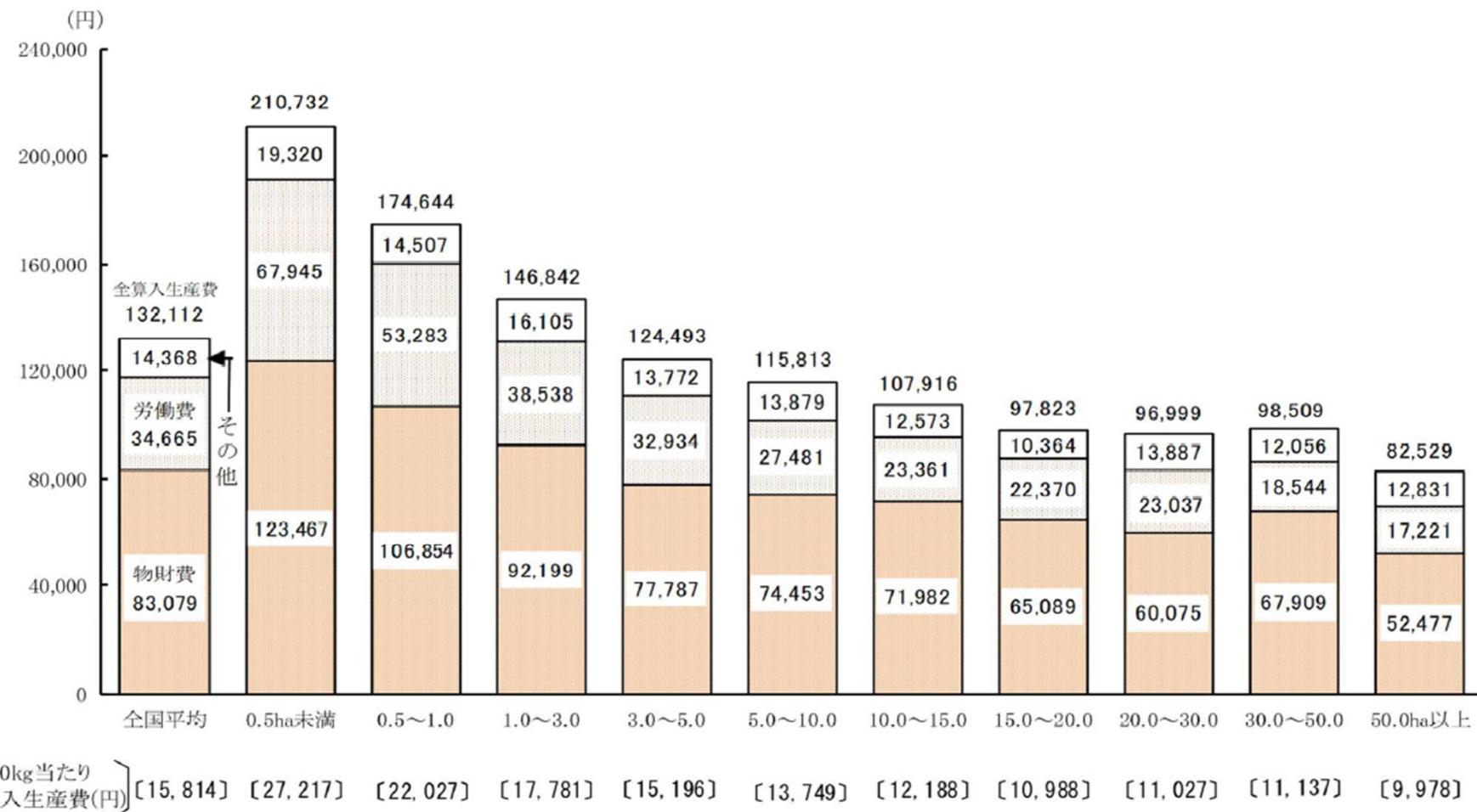


出典:2020年農林業センサス

(参考) 鹿児島県の水稻作経営体数 (作柄表示地帯別・作付規模別)



米の作付規模別の全算入生産費 (令和6年産・個別経営体・全国、10a当たり)



※ 小規模経営体も、

- ・ まとめれば、規模が大きくなり、
- ・ 大型機械の共同利用、作業の役割分担などにより、効率的な営農を実現すれば、
- ・ コスト削減ができる

**小規模な高齢農家が
鹿児島県の米生産を支えているのが実態。**

10年先のことを考えると・・・

**鹿児島県の稲作を継続し、
安定供給できるようにするためにには、
各地域で、生産体制を整えることが必要！**

皆さんの地域は、どうされますか？

**労働力不足への対応、生産性の向上には、
必要に応じて、圃場整備を行った上で、
デジタル技術・データの活用も有効！**

加工用米に関する情報

加工用米について

- 加工用米は、**主食用米では対応し難い低価格帯需要の加工用途向けに供給**することを目的に、

「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づき、
農業者と加工用米需要者等との契約の下、
農業者が生産し、加工用米需要者に供給されるもの。

- 加工用米の需要に応じた生産を推進する観点から、

「**水田活用の直接支払交付金**」において、
加工用米は戦略作物として位置付けられ、
加工用米を生産する農業者に対し、令和8年産では、
20,000円／10a + 産地交付金を支援。

産地交付金には、加工用米の取組加算金32,000円／10a、
作付拡大加算金4,000円／10a、継続作付加算金3,000円／10a、
また、地域農業再生協議会によっては、更に加算金を設定する場合あり。

(参考) 加工用米の基準単収の設定

(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領 別添1)

1. 市町村又は地域農業再生協議会別の単収

県協議会の長は、各市町村又は地域協議会別の客観的な水稻作付面積等を用いて、大臣官房統計部が公表する前年産の都道府県又は地帯別平年収量に整合した市町村又は地域協議会別の単収を設定し、原則として地域協議会の長に通知。

2. 農業者別の単収

地域協議会の長は、地域協議会が把握した地域又は農業者別の客観的な水稻作付面積等を用いて、必要に応じて1で通知された単収に整合した農業者別の単収を設定し、農業者に通知。

[地方農政局等への協議]

県協議会及び地域協議会の長は、1及び2の単収を設定又は変更する場合は、その算定方法及び算定に用いる客観的な面積について、地方農政局等と個別に協議。

鹿児島県における加工用米の生産の状況

単位：トン
(ha)

	令和2年産	令和3年産	令和4年産	令和5年産	令和6年産
うるち米	7,050 (1,466)	6,866 (1,417)	6,730 (1,387)	6,641 (1,368)	6,910 (1,425)
もち米	72 (14)	167 (34)	223 (45)	109 (22)	87 (17)
計	7,123 (1,480)	7,033 (1,451)	6,953 (1,432)	6,750 (1,389)	6,997 (1,443)
うち県内向け	2,556	2,107	1,942	2,304	2,781
	35.9%	30.0%	27.9%	34.1%	39.8%

注：ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

資料：農林水産省九州農政局「加工用米取組計画認定データ」を基に作成

鹿児島県における用途別の加工用米の生産の状況

単位：玄米トン

	令和2年産	令和3年産	令和4年産	令和5年産	令和6年産
加工米飯	2,626	2,584	2,762	2,854	1,701
焼酎	2,646	2,315	2,198	2,034	2,709
清酒	266	411	502	367	827
米粉	360	244	180	358	434
酢	265	321	249	194	151
米菓	56	211	282	165	173
味噌等	176	137	126	132	189
包装もち	64	159	188	105	81
その他	664	652	466	541	732
計	7,123	7,033	6,953	6,750	6,997

資料：農林水産省九州農政局「加工用米取組計画認定データ」を基に作成

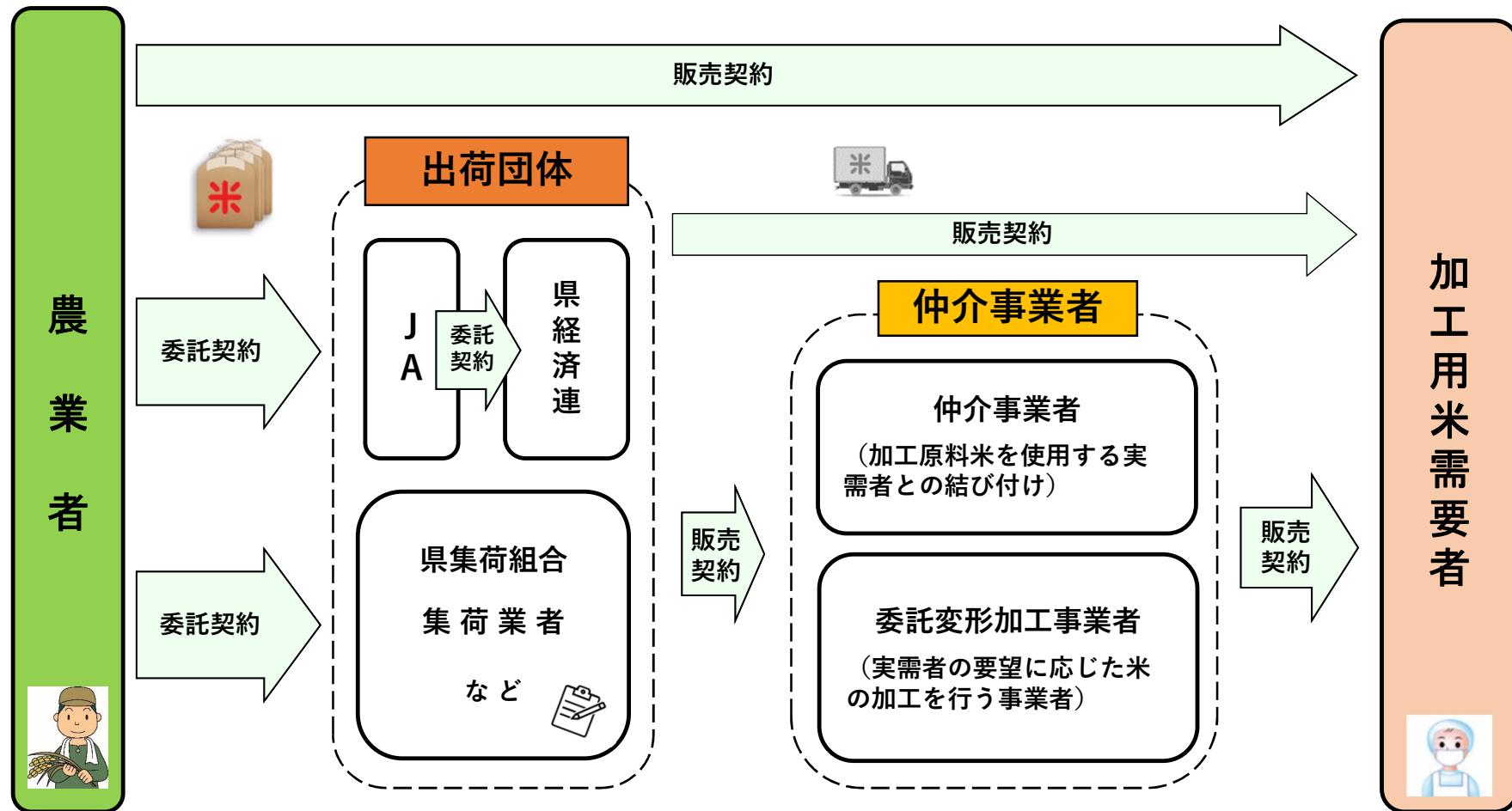
鹿児島県の地域別・用途別の加工用米の生産状況 (令和6年産)

単位：玄米トン

	薩摩半島	出水・薩摩	伊佐・姶良	大隅半島	熊毛・大島	計
加工米飯	216	904	392	190	-	1,701
焼酎	956	496	446	811	-	2,709
清酒	3	503	128	193	-	827
米粉	-	284	126	24	-	434
酢	4	2	145	-	-	151
米菓	-	-	23	150	-	173
味噌等	-	4	75	110	-	189
包装もち	-	48	33	-	-	81
その他	-	586	76	70	-	732
計	1,178	2,827	1,444	1,548	0	6,997

資料：農林水産省九州農政局「加工用米取組計画認定データ」を基に作成

(参考) 加工用米の生産・流通の主な流れ



《注》 上記以外に、中間流通事業者、とう精業者など多くの関係業者がかかる場合もあり、すべての流通経路を図示しているものではありません。

加工用米を調達するための手続の流れ

(JA・集荷業者を通じた取引、令和8年産を想定)

手続き時期	農業者	出荷団体	仲介事業者 委託変形加工事業者	加工用米需要者
令和8年 ～6月末	水田活用の直接支払交付金に係る営農計画書の提出 (→農林水産省) 加工用米取組計画認定申請書の提出 (→農林水産省) 委託契約(→出荷団体)	委託契約(→農業者) 販売契約(→仲介事業者)	販売契約 (→出荷団体、需要者) 加工用米適正流通に関する誓約書(→農林水産省)	販売契約 (→出荷団体、仲介事業者) 加工用米適正流通に関する誓約書(→農林水産省)
7月] 加工用米出荷] 加工用米検査、 集荷及び販売] 荷受・運送・保管 及び販売] 購入 ○年度加工用米等受払状況等 報告書(→農林水産省)
8月				
9月				
10月				
11月		加工用米生産出荷数量一覧報告 (→再生協・農林水産省)		
12月		加工用米検査結果一覧の報告 (→再生協・農林水産省)		

※ 数量及び価格は、取引者間同士の協議によって決定。

※ 上記に関わらず、農業者と加工用米需要者の直接取引も可能。

水田政策の見直しの方向性について（概要）

令和7年1月31日公表版

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す検討を本格的に開始。

- 1 **水田を対象として支援する水活を、以下のとおり 作物ごとの生産性向上等への支援へと転換。** このため、令和9年度以降「5年水張りの要件」は求めない。〔※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。〕
- 2 **米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進。** 輸出を含めた米需要拡大を目指し、**新市場開拓用米、米粉用米等を支援。**
- 3 **国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。**
- 4 **麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討。**

- 5 有機や減農薬・減肥料等について支援（主食用米も対象）。
- 6 農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引き受けを進めていくよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化。
- 7 産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畠に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討。
- 8 中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化。
- 9 予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

令和 8 年度予算概算決定額について

4 水田活用の直接支払交付金等

令和8年度予算概算決定額 275,200百万円 (前年度 287,000百万円)

＜対策のポイント＞

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた生産性向上等の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

＜政策目標＞

- 麦・大豆の作付面積を拡大 (麦29.4万ha、大豆16万ha [令和5年度] →麦32.8万ha、大豆17万ha [令和12年度まで])
- 米 (加工用米・新規需要米を含む) の増産 (米の生産量791万t [令和5年度] → 818万t [令和12年度まで])
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

＜事業の内容＞

1. 戰略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、加工用米、WCS用稻、飼料米用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額 (上限: 0.5万円/10a) で国が追加的に支援します。

4. 畑地化促進助成

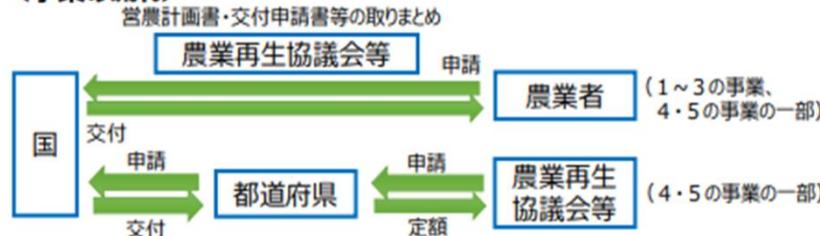
水田を畑として利用し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

5. コメ新市場開拓等促進事業 14,000百万円 (前年度 11,000百万円)

産地と実需者との連携の下、酒造好適米・新市場開拓用米等の生産性向上等に取り組む農業者を支援します。※7

※7 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

＜事業の流れ＞



戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a ^{※1}
加工用米	2万円/10a
WCS用稻	8万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a ^{※2}

※1: 多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

※2: 飼料用米の一般品種について、標準単価6.5万円/10a (5.5~7.5万円/10a)

産地交付金



＜交付対象水田＞

- ・たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・5年水張りルールについては、令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

- 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約 ^{※4} (3年以上の新規契約を対象に令和8年度に配分)	1万円/10a

※3: 作付転換の実績や計画等に基づき配分

※4: コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成 (令和7年度補正予算と併せて実施)

- ① 畑地化支援^{※5}: 7万円/10a
- ② 定着促進支援^{※5} (①とセット): 2万円 (3万円^{※6}) /10a × 5年間^{※5} : 対象作物は麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、または10万円 (15万円^{※6}) /10a (一括) そば、野菜、果樹、花き等
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援 (1万円/10a)^{※6}: 加工業務用野菜等の場合

[お問い合わせ先] 農産局企画課

5 コメ新市場開拓等促進事業

令和8年度予算概算決定額 14,000百万円 (前年度 11,000百万円)

＜対策のポイント＞

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米の生産性向上等に取り組む農業者を支援します。

＜事業目標＞

- 実需者との結び付きの下で、ニーズに応じた生産を行う産地の育成・強化
- 米（加工用米・新規需要米を含む）の増産（米の生産量791万t [令和5年度] → 818万t [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

実需者ニーズに応えるための生産性向上等の取組支援

14,000百万円 (前年度 11,000百万円)

産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための生産性向上等の技術導入を行う場合に、その取組面積に応じて支援します。

- ① 対象作物：令和8年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米

- ② 交付単価：新市場開拓用米 4万円/10a
加工用米 3万円/10a
米粉用米 9万円/10a
酒造好適米 取組年数に応じて最大3万円/10a^{※5}

- ③ 採択基準：取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、地域協議会単位で、予算の範囲内で採択

＜留意事項＞

- ※1 令和8年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有している必要があります。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和8年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。
- ※4 予算額のうち、500百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。
- ※5 酒造好適米は、生産性向上等の取組年数に応じて「1年あたり1万円/10a×最大3年間」を令和8年度に一括で支援します。
- ※6 都道府県が多収品種と判断する品種を作付けする場合、0.5万円/10aを加算します。（新市場開拓用米、加工用米、米粉用米が対象）

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための生産性向上等の技術導入



[例] スマート農業機器の活用



直播栽培

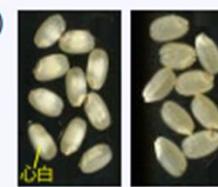


土壤診断に基づく施肥

酒造好適米への支援

（品種の例）

- ・山田錦
- ・五百万石
- ・美山錦
- ・雄町 等



（要件1）

- ① 農業者が酒蔵と直接取引を行うこと、または、
- ② 集荷業者を挟む場合には、
 - ・一定のまとまりを持ったほ場において生産されること、もしくは、
 - ・酒米協議会等の安定的な生産に向けた体制が整っていること

（要件2）

- 3年間の長期契約に取り組む場合には、農業者側と酒蔵側との間で、「価格決定の考え方」を予め設定すること

[お問い合わせ先] 農産局企画課

62 経営所得安定対策

令和8年度予算概算決定額（所要額）246,235百万円（前年度 254,092百万円）

＜対策のポイント＞

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する**畑作物の直接支払交付金**及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

＜政策目標＞

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

＜事業の内容＞

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）192,413百万円（前年度 202,384百万円）

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額）46,777百万円（前年度 44,604百万円）

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和7年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を農業者と国が1対3の割合で負担し、補填します。

3. 経営所得安定対策等推進事業等

7,046百万円（前年度 7,104百万円）

農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

[交付単価] (令和8年産から適用) 数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,590円/60kg	6,000円/60kg
二条大麦	4,900円/50kg	5,220円/50kg
六条大麦	5,710円/50kg	6,110円/50kg
はだか麦	8,330円/60kg	8,850円/60kg
大豆	10,340円/60kg	10,910円/60kg

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
てん菜	5,090円/1t	5,380円/1t
でん粉原料用ばれいしょ	14,090円/1t	15,030円/1t
そば	15,930円/45kg	16,730円/45kg
なたね	6,410円/60kg	6,820円/60kg

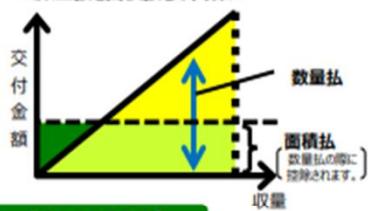
[面積払] 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a (そばについては、1.3万円/10a)

＜交付単価のイメージ＞



＜数量払と面積払との関係＞



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）



[お問い合わせ先] 農産局穀物課経営安定対策室

(参考) 農林水産省ホームページ

●米の流通状況等について

※小売・卸売・生産の各段階でのデータを整理し掲載。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatsu/r6_kome_ryutu.html

●米をめぐる参考資料

※最近の米をめぐる状況をとりまとめてあります。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kikaku/kome_siryou.html

●米に関するマンスリーレポート

※米に関する価格や需給の動向に関するデータを集約・整理し、毎月定期的に公表。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatsu/mr.html>

米に関するマンスリーレポート
(令和7年9月号)



米に関するマンスリーレポート
(令和7年9月号)

●米に関するメールマガジン

※米の流通に係る需給・価格情報、販売進歩・在庫情報等について提供。

ご登録いただいた方に、毎月1回無料で配信されます。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatsu/mailmg.html>

米に関するマンスリーレポート
(令和7年9月号)

米に関するマンスリーレポート
(令和7年9月号)

米に関するマンスリーレポート
(令和7年9月号)

農林水産省九州農政局鹿児島県拠点では SNSの公開ページを開設しました！

農政の動き、鹿児島県拠点の活動レポートなど、
タイムリーに配信いたします！

Facebook



リンク先

→<https://www.facebook.com/kagoshimakenkyoten>

Instagram



リンク先

→https://www.instagram.com/kagoshima_info2024/

X(エックス)



リンク先

→https://x.com/kyushu_kago



資料に関するお問い合わせは、
九州農政局鹿児島県拠点にお願いします。

連絡先:099(222)5840

農林水産省九州農政局鹿児島県拠点のホームページ
<https://www.maff.go.jp/kyusyu/kagoshima/index.html>



鹿児島県拠点 HP↓